

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画北九州臨空産業団地西地区地区計画を次のように変更する。

名 称		北九州臨空産業団地西地区地区計画		
位 置		北九州市小倉南区大字朽網地内		
面 積		約20.4ha		
地区計画の目標		<p>当地区は、都心小倉から南東約10kmに位置し、隣接する北九州臨空産業団地と一体的となった産業拠点形成されており、地区内には、新聞関係の印刷・配送工場や乳製品製造工場等が立地している。また、地区内を通る主要地方道門司行橋線が開通し、北九州空港・東九州自動車道の利用者や隣接する苅田町方面利用者のアクセス道路となっているため、産業団地内従業者や沿道利用者へのサービス・利便施設の需要が高まってきている。</p> <p>このため、地区にふさわしい都市型産業とともに、産業団地内従業者や沿道利用者への利便施設の集積を図り、北九州臨空産業団地と一体となった良好な市街地環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>地区を2区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>産業団地地区：臨海臨空型の都市型産業の集積を図る地区としての土地利用を図る。</p> <p>利便施設地区：産業団地内従業者や沿道利用者のための利便施設の集積を図る地区としての土地利用を図る。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>産業団地地区：産業団地として、良好な市街地環境の形成及び保全を図るため、建築物の用途、形態意匠等必要な制限を行う。</p> <p>利便施設地区：産業団地内従業者や沿道利用者のための利便施設の集積を図るため、建築物の用途、形態意匠等必要な制限を行う。</p>		
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	産業団地地区	利便施設地区
		地区の面積	約15.9ha	約4.5ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅</li> <li>住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>共同住宅又は下宿</li> <li>図書館、博物館その他これらに類するもの</li> <li>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>公衆浴場</li> <li>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</li> <li>老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> </ol>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅</li> <li>住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>共同住宅又は下宿</li> <li>図書館、博物館その他これらに類するもの</li> <li>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>公衆浴場</li> <li>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</li> <li>老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> </ol>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>10 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>11 自動車教習所</p> <p>12 畜舎</p> <p>13 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>14 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>15 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</p>	<p>10 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>11 自動車教習所</p> <p>12 畜舎</p> <p>13 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>14 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>15 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡。ただし、集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。	
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 工場等に付属する守衛室等で、管理又は保安のための用途に供する施設</p> <p>(2) 自転車駐車場</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2m以上、隣地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 工場等に付属する守衛室等で、管理又は保安のための用途に供する施設</p> <p>(2) 自転車駐車場</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺環境に調和した落ち着いたものとする。</p> <p>2 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものに限るとともに、面積や高さを必要最低限に抑え、周辺の美観を損なわないものとする。</p> <p>3 建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないようにするなど景観に配慮したものとする。</p>	
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>1 生垣</p> <p>2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等と植栽を組み合わせたもの</p>	

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

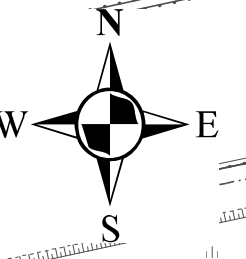
理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

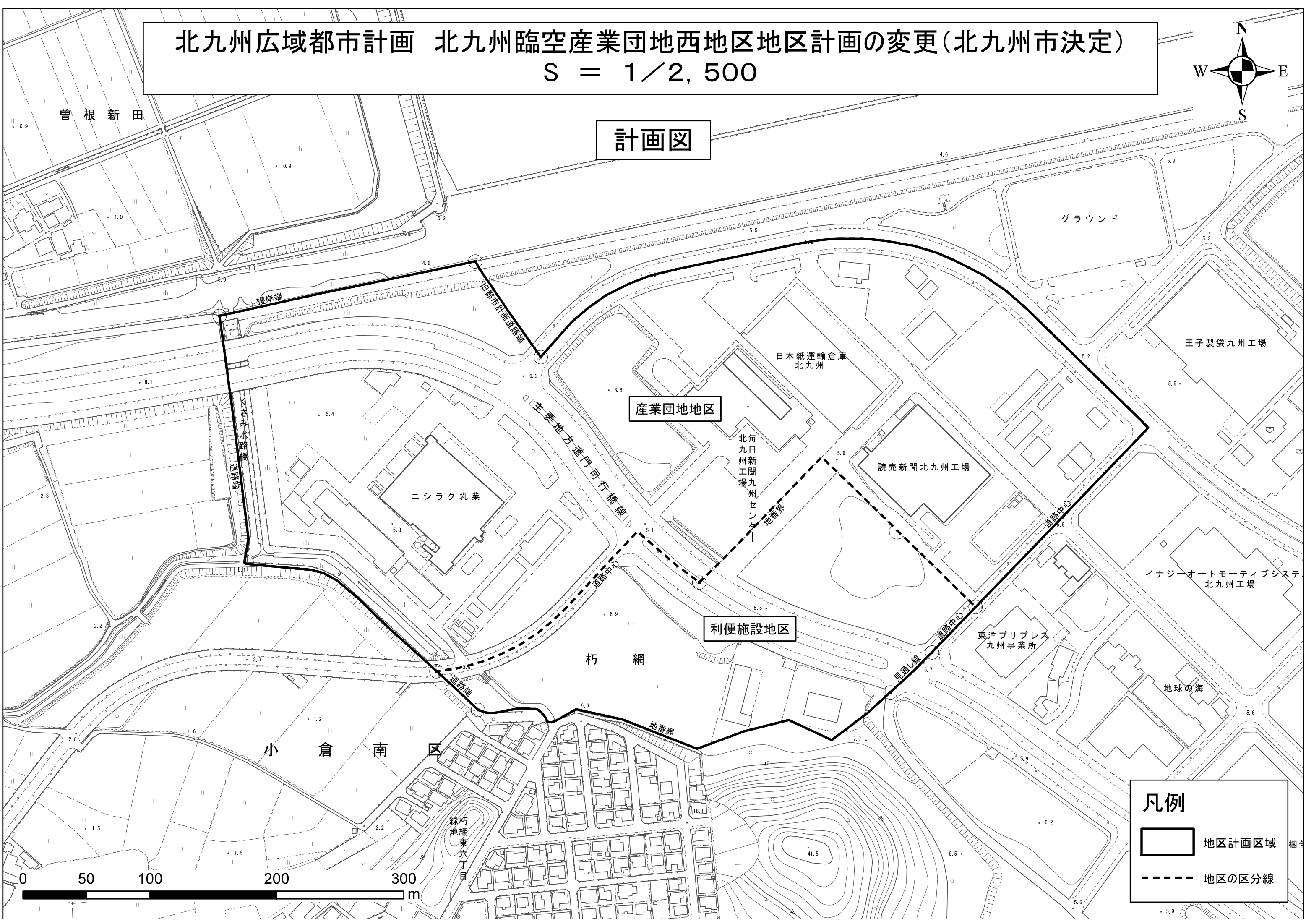
当初：平成20年10月10日告示 第377号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

# 北九州広域都市計画 北九州臨空産業団地西地区地区計画の変更(北九州市決定)


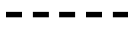
S = 1/2,500



## 計画図



### 凡例

-  地区計画区域
-  地区の区分線

